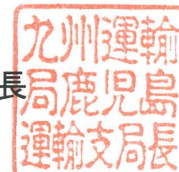


平成29年11月6日

鹿児島商工会議所
会頭 岩崎 芳太郎 殿

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長



厚生労働省鹿児島労働局長



公益社団法人鹿児島県トラック協会長



トラック運送事業における取引環境・労働時間の改善について（要請）

貴職におかれましては、平素からトラック運送事業の適正な運営に対しまして、ご高配を賜り、感謝申し上げます。

このたび、トラック業界の喫緊の課題であるトラック運送事業における取引環境・労働時間の改善を図るため、荷主企業の皆様に、現在、国として取り組んでいる施策について、ご理解とご協力をお願いすることといたしました。

つきましては、その趣旨をご理解いただきますとともに、貴団体の構成会員の皆様に対しまして、別添要請文書をご周知いただきますようお願い申し上げます。

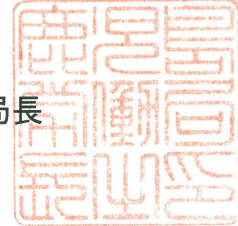
平成29年11月6日

鹿児島商工会議所 会員 様

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長



厚生労働省鹿児島労働局長



公益社団法人鹿児島県トラック協会長



トラック運送事業における取引環境・労働時間の改善について（要請）

平素からトラック運送事業の適正な運営に対しまして、ご高配を賜り、感謝申し上げます。

トラック運送業界は、荷主企業等関係業界のご協力を得て、国民生活と経済活動を支える公共的物流サービスの担い手として、その使命を果たすべく懸命に努力しているところです。

また、社会を支える観点から、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害発生時における緊急救援物資などの運送についても、総力を挙げて取り組んで参りました。

しかしながら、近年、原価に見合った運賃収受が困難な環境となっており、更には低賃金、長時間労働を背景として、ドライバーの採用が困難となっており、人材不足と高齢化が深刻な状況です。

このような状況を看過するとトラック運送事業の経営の継続が困難となり、物流に大きな支障・混乱が生じることが懸念されます。

こういったことなどのため、国（国土交通省、厚生労働省）及びトラック業界は一体となって、適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けて、取り組みを進めているところです。

つきましては、下記事項についてご留意のうえ、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

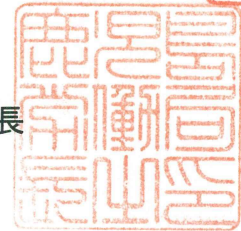
平成29年11月6日

鹿児島県経営者協会
会長 諏訪 健 殿

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長



厚生労働省鹿児島労働局長



公益社団法人鹿児島県トラック協会会長



トラック運送事業における取引環境・労働時間の改善について（要請）

貴職におかれましては、平素からトラック運送事業の適正な運営に対しまして、ご高配を賜り、感謝申し上げます。

このたび、トラック業界の喫緊の課題であるトラック運送事業における取引環境・労働時間の改善を図るため、荷主企業の皆様に、現在、国として取り組んでいる施策について、ご理解とご協力をお願いすることといたしました。

つきましては、その趣旨をご理解いただきますとともに、貴団体の構成会員の皆様に対しまして、別添要請文書をご周知いただきますようお願い申し上げます。

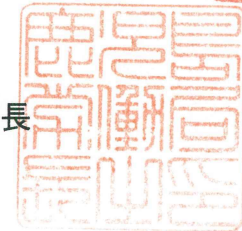
平成29年11月6日

鹿児島県経営者協会 会員 様

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長



厚生労働省鹿児島労働局長



公益社団法人鹿児島県トラック協会長



トラック運送事業における取引環境・労働時間の改善について（要請）

平素からトラック運送事業の適正な運営に対しまして、ご高配を賜り、感謝申し上げます。

トラック運送業界は、荷主企業等関係業界のご協力を得て、国民生活と経済活動を支える公共的物流サービスの担い手として、その使命を果たすべく懸命に努力しているところです。

また、社会を支える観点から、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害発生時における緊急救援物資などの運送についても、総力を挙げて取り組んで参りました。

しかしながら、近年、原価に見合った運賃収受が困難な環境となっており、更には低賃金、長時間労働を背景として、ドライバーの採用が困難となっており、人材不足と高齢化が深刻な状況です。

このような状況を看過するとトラック運送事業の経営の継続が困難となり、物流に大きな支障・混乱が生じることが懸念されます。

こういったことなどのため、国（国土交通省、厚生労働省）及びトラック業界は一体となって、適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けて、取り組みを進めているところです。

つきましては、下記事項についてご留意のうえ、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

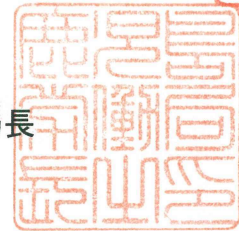
平成29年11月6日

鹿児島県中小企業団体中央会
会長 小正 芳史 殿

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長



厚生労働省鹿児島労働局長



公益社団法人鹿児島県トラック協会長



トラック運送事業における取引環境・労働時間の改善について（要請）

貴職におかれましては、平素からトラック運送事業の適正な運営に対しまして、ご高配を賜り、感謝申し上げます。

このたび、トラック業界の喫緊の課題であるトラック運送事業における取引環境・労働時間の改善を図るため、荷主企業の皆様に、現在、国として取り組んでいる施策について、ご理解とご協力をお願いすることといたしました。

つきましては、その趣旨をご理解いただきますとともに、貴団体の構成会員の皆様に対しまして、別添要請文書をご周知いただきますようお願い申し上げます。

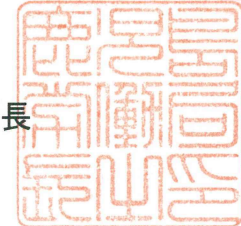
平成29年11月6日

鹿児島県中小企業団体中央会 会員 様

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長



厚生労働省鹿児島労働局長



公益社団法人鹿児島県トラック協会長



トラック運送事業における取引環境・労働時間の改善について（要請）

平素からトラック運送事業の適正な運営に対しまして、ご高配を賜り、感謝申し上げます。

トラック運送業界は、荷主企業等関係業界のご協力を得て、国民生活と経済活動を支える公共的物流サービスの担い手として、その使命を果たすべく懸命に努力しているところです。

また、社会を支える観点から、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害発生時における緊急救援物資などの運送についても、総力を挙げて取り組んで参りました。

しかしながら、近年、原価に見合った運賃収受が困難な環境となっており、更には低賃金、長時間労働を背景として、ドライバーの採用が困難となっており、人材不足と高齢化が深刻な状況です。

このような状況を看過するとトラック運送事業の経営の継続が困難となり、物流に大きな支障・混乱が生じることが懸念されます。

こういったことなどのため、国（国土交通省、厚生労働省）及びトラック業界は一体となって、適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けて、取り組みを進めているところです。

つきましては、下記事項についてご留意のうえ、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成29年11月6日

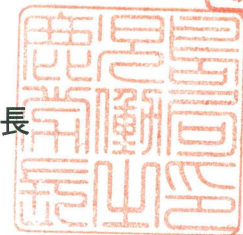
鹿児島県経済農業協同組合連合会

会長 永福 喜作 殿

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長



厚生労働省鹿児島労働局長



公益社団法人鹿児島県トラック協会会長



トラック運送事業における取引環境・労働時間の改善について（要請）

貴職におかれましては、平素からトラック運送事業の適正な運営に対しまして、ご高配を賜り、感謝申し上げます。

このたび、トラック業界の喫緊の課題であるトラック運送事業における取引環境・労働時間の改善を図るため、荷主企業の皆様に、現在、国として取り組んでいる施策について、ご理解とご協力をお願いすることといたしました。

つきましては、その趣旨をご理解いただきますとともに、貴団体の構成会員の皆様に対しまして、別添要請文書をご周知いただきますようお願い申し上げます。

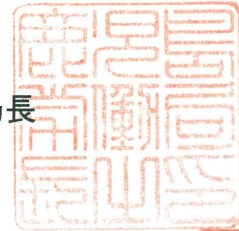
平成29年11月6日

鹿児島県経済農業協同組合連合会 会員 様

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長



厚生労働省鹿児島労働局長



公益社団法人鹿児島県トラック協会長



トラック運送事業における取引環境・労働時間の改善について（要請）

平素からトラック運送事業の適正な運営に対しまして、ご高配を賜り、感謝申し上げます。

トラック運送業界は、荷主企業等関係業界のご協力を得て、国民生活と経済活動を支える公共的物流サービスの担い手として、その使命を果たすべく懸命に努力しているところです。

また、社会を支える観点から、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害発生時における緊急救援物資などの運送についても、総力を挙げて取り組んで参りました。

しかしながら、近年、原価に見合った運賃収受が困難な環境となっており、更には低賃金、長時間労働を背景として、ドライバーの採用が困難となっており、人材不足と高齢化が深刻な状況です。

このような状況を看過するとトラック運送事業の経営の継続が困難となり、物流に大きな支障・混乱が生じることが懸念されます。

こういったことなどのため、国（国土交通省、厚生労働省）及びトラック業界は一体となって、適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けて、取り組みを進めているところです。

つきましては、下記事項についてご留意のうえ、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 労働時間に関する法令の遵守の必要性について

トラック運送事業に対しては、労働時間のルール（労働基準法及び改善基準告示）が定められており、違反すると営業停止等の行政処分などが課されます。

この労働時間のルールを遵守することが、労働環境の改善に繋がり、ひいては、ドライバー確保に大きく寄与することとなります。

このため、荷主の皆様におかれては、①非合理的な到着時間の設定、②手待ち時間の恒常的な発生、③遅延に対する過大なペナルティ等を行わないようにご留意ください。

2. 荷主勧告制度と荷待ち時間の記録義務付けについて

国土交通省においては、トラック運送事業者の法令違反や重大事故が、荷主の指示などの主体的な関与によるものと認められる場合は、荷主名を公表する荷主勧告制度の運用を見直し、荷主に対し、早期に協力要請を行うなどの新たな運用を今年7月1日から開始しました。

併せて、トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引構築のために、荷主都合による30分以上の荷待ち時間を乗務記録の記録対象としました。

3. 適正運賃・料金收受について

国土交通省においては、「標準貨物自動車運送約款」を改正し、今年11月4日から、運送（運賃）と運送以外の役務に対する料金（待機時間料、積込料、取卸料、附帯業務料）の範囲を明確化し、運賃が運送の対価であることを明確にしました。

この改正に基づき、それぞれの対価となる料金が適切に支払われるよう取り組んでいます。

4. 契約の書面化について

国土交通省においては、運送契約の書面化を進めています。

契約の書面化により、輸送形態や発着時間等が明確化され、過労運転等のコンプライアンス違反を防止することができるとともに、契約にない附帯業務の防止等、現場でのトラブルを回避できます。

特に、待機時間料、積込料、取卸料、附帯業務料を明確にすることで、適正な運賃及び料金の支払と收受ができるようになります。